

民間非営利団体実態調査について

(1) 調査の目的

本調査は、民間で非営利事業を営む事業所の収入、経費及び投資の状況を調査し、その経済活動を明らかにするとともに、GDPをはじめとする「国民経済計算」(SNA)推計のための基礎資料を得ることを目的として毎年度実施している一般統計調査である。

(2) 調査の根拠法令

統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査

(3) 調査の対象

本調査が対象とする「民間非営利団体」とは、SNAにおける民間非営利サービス提供者という概念に合致する団体全てを指し、営利を目的とせず社会的サービスを提供することを目的としている民間団体である。

具体的には、以下の産業(番号は日本標準産業分類(平成25年10月改定)のコード番号)に該当し、「経済センサス」(総務省)などにより推計した、経営組織が民営のものうち「会社以外の法人」、「法人でない団体」が対象となる。

820:管理、補助的経済活動を行う事業所(82 その他の教育、学習支援業)

821:社会教育

840:管理、補助的経済活動を行う事業所(84 保健衛生)

842:健康相談施設

850:管理、補助的経済活動を行う事業所(85 社会保険・社会福祉・介護事業)

851:社会保険事業団体

853:児童福祉事業

854:老人福祉・介護事業

ただし、8542(介護老人保健施設)は対象外

855:障害者福祉事業

859:その他の社会保険・社会福祉・介護事業

870:管理、補助的経済活動を行う事業所(87 協同組合)

872:事業協同組合(他に分類されないもの)

931:経済団体

932:労働団体

933:学術・文化団体

939:他に分類されない非営利的団体

94 :宗教

950:管理、補助的経済活動を行う事業所(95 その他のサービス業)

951:集会場

民間非営利団体は、事業所に対してサービスを提供する対企業民間非営利団体(872 事業協同組合、931 経済団体)と家計に対してサービスを提供する対家計民間非営利団体(社会保険事業団体、老人福祉・介護事業、宗教 他)に分かれ、本調査上では前者の提供するサービスを「対事業所サービス」といい、後者の提供するサービスを「対家計サービス」という。

また、本調査は民間非営利団体の行う事業のうち、収入及び経費については営利を目的としていない非営利活動のみを対象とし、投資については営利・非営利両方の活動を調査対象としている。

(4) 調査事項

- ① 事業所の組織、事業内容等に関する調査
- ② 平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)の収入、経費及び投資支出に関する調査

(5) 調査期間

平成27年7月1日から同年9月30日の期間で実施した。

(6) 調査の方法

事業所の代表者による自計申告方式。民間調査機関に調査事務を委託している。

(7) 標本抽出の方法

「経済センサス」(総務省)などにより推計した全国の対象民間非営利団体約225,000事業所を母集団とし、無作為抽出により、所定事業所を抽出した。

(8) 利用上の注意

- ① SNA上は「私立学校」、「政治団体」も民間非営利団体に含まれるが、他の調査がSNA推計に利用できるため、本調査では対象外としている。
- ② 本調査においては、「介護保険事業」(SNA上は「産業」扱い)、「健康相談施設」(平成12年基準改定でSNA上の扱いが「対家計民間非営利団体」から「産業」に変更)及び「社会保険事業団体」(平成17年基準改定でSNA上の扱いが「対家計民間非営利団体」から「産業」もしくは「政府サービス生産者」に変更)を含めた形で集計を行っている点につき留意されたい。
- ③ 結果の公表については日本標準産業分類(平成25年10月改定)に従っている。820、840、850、870、950については、本改定において主な中分類ごとに、小分類「管理、補助的経済活動を行なう事業所」として新設された分類であるが、従来の調査との整合性を保つため、同じ中分類にある他の小分類に含めている。

(9) その他

- ① 本調査の結果は平成 26 年度国民経済計算確報(平成 27 年 12 月 8 日以降順次公表)に反映されている。

- ② 平成 26 年度調査の調査票回収率(調査対象数 3,000 事業所)
調査票総回答枚数・・・2,500 枚(総回答率・・・83.3%)
調査票有効回答枚数・・・2,414 枚(有効回答率・・・80.5%)
(注)有効回答枚数:回収した調査票のうち、白紙など記入状況が極端に悪い調査票を除いた枚数。

(10) 問い合わせ先

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課 03-6257-1638 (直通)